		調		#	(決定)			
事件の	表示	平成2平成2			•			
決 定	日	平 成	2 1 年	4 月 2	3 日			
裁判	所	最高	裁判所	第一小	法 廷			
裁 判 長 裁 裁 裁 裁 裁 裁	判判判判判判	金甲涌宮櫻	築 中 井 川 井	誠辰紀光龍	志夫夫治子			
当事者	等	別紙当事者目録記載のとおり						
原判決の	刊 決 の 表 示 大阪高等裁判所平成19年(行コ)第112号,同20年 (行コ)第30号(平成20年7月17日判決)							

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

- 第1 主文
 - 1 本件上告を棄却する。
 - 本件を上告審として受理しない。
 - 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法3 12条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の 不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであ って、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべ きものとは認められない。

平成21年4月23日

最高裁判所第一小法廷

己(印) 裁判所書記官 福 E これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 今福正己

亚和法律部

当事者目録

上告人兼申立人	日立	造船	株式会	€ 社	
同代表者代表取締役	古	JII		実	
同訴訟代理人弁護士	寺	L	泰	照	ほか
被上告人兼相手方					
同訴訟代理人弁護士	坂	本		寸	ほか
被上告人兼相手方		****			
同訴訟代理人弁護士	111	村	哲	_	ほか
被上告人兼相手方					
同訴訟代理人弁護士	井	上	善	雄	ほか